

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、要件を満たした障がい者(児)に対し障害福祉サービス費等の支給を行っている。</p> <p>①障害福祉サービス費等の支給決定及び対象者管理に関する事務。 ②自立支援医療費の支給決定及び対象者管理に関する事務。 ③地域生活支援サービス費の支給決定及び対象者管理に関する事務。 ④補装具費の支給決定及び対象者管理に関する事務。 ⑤住宅改造助成に係る事実についての審査に関する事務 ⑥補聴器の購入に要する経費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務</p>
③システムの名称	1. 自立支援医療システム 2. 障害福祉サービスシステム 3. 補装具システム 4. 日常生活用具システム 5. 地域生活支援事業システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)自立支援(総合支援)補装具費 更生医療 精神通院 障害福祉サービス 育成医療ファイル (2)手帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(8.12.34.84の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第8.12.25.60) 番号法第9条第2項 菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1(第6の項、第7の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 (8、16、26、56の2、57、87、109、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める命令(第7、12、19、30、31、44、59条) 【情報照会の根拠】 (10、11、20、53、108、109の項) 番号法別表第二の主務省令で定める命令(第9、10、14、27、55条) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉生活部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 福祉生活部 福祉課 電話 096-232-4913

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. WEL+総合福祉 障害者福祉 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 自立支援医療システム 2. 障害福祉サービスシステム 3. 補装具システム 4. 日常生活用具システム 5. 地域生活支援事業システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー	事後	システムの更新
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (省略) 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 別表第二 (省略) 番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	